

## イラストレーター上杉忠弘の会会則

沿革 平成 23 年 7 月 7 日 施行

(名称)

第 1 条 この会は、イラストレーター上杉忠弘の会（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 イラストレーターの上杉忠弘さんの文化芸術活動を後援し、郷土の文化の向上に寄与する。

(組織)

第 3 条 会は、第 2 条の目的に賛同する会員をもって構成する。

(役員)

第 4 条 会に次の役員を置く。

- (1) 世話役 若干名
- (2) 監 事 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 書 記 1 名

(会議)

第 5 条 会は、必要に応じて世話役が召集し、会の総意により事業の企画・運営にあたる。

(会計)

第 6 条 会の運営は寄付金等を経費に充てる。なお、会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 条 会の事務局は、日向市中町 1 番 3 1 号に置く。

附 則

この会則は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。